第4号議案

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正 する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定 について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に 伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月20日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第175号)による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の一部改正に伴い、関係条例の規定の整備を行うため、条例を制定する必要があるので提案する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例

(長岡京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正) 第1条 長岡京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26 年長岡京市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型 保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保 育事業者」という。)を除く。以下この 条、次条第1項、第7条の3第2項、第 14条第1項及び第2項、第15条第1 項、第2項及び第5項、第16条並びに 第17条第1項から第3項まで並びに附 則第3条において同じ。)は、利用乳幼 児に対する保育が適正かつ確実に行わ れ、及び家庭的保育事業者等による保育 の提供の終了後も満3歳以上の児童に対 して必要な教育(教育基本法(平成18 年法律第120号)第6条第1項に規定 する法律に定める学校において行われる 教育をいう。第3号において同じ。)又 は保育が継続的に提供されるよう、次に 掲げる事項に係る連携協力を行う保育所 (子ども・子育て支援法(平成24年法 律第65号)第7条第4項に規定する保 育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同 項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。) 又は認定こども園(同項に規定する認定 こども園をいう。以下同じ。) (以下こ れらを「連携施設」という。)を適切に 確保しなければならない。

(1)~(3) 【略】

2~5 【略】

第7条 【略】

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用 乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的

改正前

(保育所等との連携)

保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保 育事業者」という。)を除く。以下この 条、次条第1項、第14条第1項及び第 2項、第15条第1項、第2項及び第5 項、第16条並びに第17条第1項から 第3項まで並びに附則第3条において同 じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適 正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事 業者等による保育の提供の終了後も満3 歳以上の児童に対して必要な教育(教育 基本法(平成18年法律第120号)第6 条第1項に規定する法律に定める学校に おいて行われる教育をいう。第3号にお いて同じ。) 又は保育が継続的に提供さ れるよう、次に掲げる事項に係る連携協 力を行う保育所(子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)第7条第4 項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、 幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。 以下同じ。) 又は認定こども園(同項に 規定する認定こども園をいう。以下同 じ。) (以下これらを「連携施設」とい う。)を適切に確保しなければならない。

(1)~(3) 【略】

2~5 【略】

第7条 【略】

【加える】

保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、 安全計画について周知するとともに、前 項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の 安全の確保に関して保護者との連携が図 られるよう、保護者に対し、安全計画に 基づく取組の内容等について周知しなけ ればならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全 計画の見直しを行い、必要に応じて安全 計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用 乳幼児の事業所外での活動、取組等のた めの移動その他の利用乳幼児の移動のた めに自動車を運行するときは、利用乳幼 児の乗車及び降車の際に、点呼その他の 利用乳幼児の所在を確実に把握すること ができる方法により、利用乳幼児の所在 を確認しなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の 送迎を目的とした自動車(運転者席及び これと並列の座席並びにこれらより一つ 後方に備えられた前向きの座席以外の座 席を有しないものその他利用の態様を勘 案してこれと同程度に利用乳幼児の見落

【加える】

としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、 当該自動車にブザーその他の車内の利用 乳幼児の見落としを防止する装置を備 え、これを用いて前項に定める所在の確 認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を 行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置する ときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、 その行う保育に支障がない場合に限り、 必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の 社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(衛生管理等)

第14条 【略】

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3~5 [略]

(他の社会福祉施設等を併せて設置する ときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(衛生管理等)

第14条 【略】

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3~5 【略】

(長岡京市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正)

第2条 長岡京市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年長岡京市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前 【新】 养 2 1 第
第6条 【略】	第6条 【略】
(安全計画の策定等)	区位 化加克克雷斯尼斯斯加 医中毒生血病
第6条の2 放課後児童健全育成事業者	【加える】

改正後

は、利用者の安全の確保を図るため、放 課後児童健全育成事業所ごとに、当該放 課後児童健全育成事業所の設備の安全点 檢、職員、利用者等に対する事業所外で の活動、取組等を含めた放課後児童健全 育成事業所での生活その他の日常生活に おける安全に関する指導、職員の研修及 び訓練その他放課後児童健全育成事業所 における安全に関する事項についての計 画(以下この条において「安全計画」と いう。)を策定し、当該安全計画に従い 必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に 対し、安全計画について周知するととも に、前項の研修及び訓練を定期的に実施 しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者 の安全の確保に関して保護者との連携が 図られるよう、保護者に対し、安全計画 に基づく取組の内容等について周知しな ければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的 に安全計画の見直しを行い、必要に応じ て安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を運行する場合の所在の確認)
- 第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条 【略】

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者 は、放課後児童健全育成事業所ごとに、 感染症や非常災害の発生時において、利 【加える】

第12条 【略】

【加える】

改正前

用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に 対し、業務継続計画について周知すると ともに、必要な研修及び訓練を定期的に 実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的 に業務継続計画の見直しを行い、必要に 応じて業務継続計画の変更を行うよう努 めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 【略】

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後 児童健全育成事業所において感染症又は 食中毒が発生し、又はまん延しないよう に、職員に対し、感染症及び食中毒の予 防及びまん延の防止のための研修並びに 感染症の予防及びまん延の防止のための 訓練を定期的に実施するよう努めなけれ ばならない。 (衛生管理等)

第13条 【略】

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後 児童健全育成事業所において感染症又は 食中毒が発生し、又はまん延しないよう に必要な措置を講ずるよう努めなければ ならない。

3 【略】

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
 - (長岡京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

3

【略】

2 第1条の規定による改正後の長岡京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な

事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(長岡京市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の 長岡京市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の 2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努 めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなけ れば」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」 とする。